

2024年度 町田市立博物館 年報／紀要



町田市立博物館

2024年度 町田市立博物館 年報／紀要

目次

挨拶	2
沿革	3
年報	
展示事業	
パネルで見る 茶の湯×茶道具―町田市立博物館所蔵品より―	6
モノから迫る 茶の湯×茶道具―町田市立博物館所蔵品より―	7
展示関連事業	8
体験講座	
ガラス	9
陶磁器	11
紙	13
漆	13
ブース出展	14
学校連携事業	16
所蔵資料	17
貸出資料	17
入場および参加者数	18
運営・組織	
関係例規	19
施設概要	22
博物館運営委員・人員配置図	22
紀要	
研究ノート：特許から見る昭和のガラス工芸	
―岩田藤七・久利と各務クリスタル―／齊藤晴子	24
町田市立博物館所蔵	
「セーヴル《瑠璃地紅彩金彩天使図カップ＆ソーサー》」について／山口敦子	28
大平洋一氏寄贈のガラス関連版画資料に関する追加調査／飯岡遼	32
ベトナム青花の年代判断基準となる文様	
―中国青花の文様との比較を通じて―／新井崇之	36
利用案内	40

工芸美術館であるとは について考えながら

2024年度の当館の事業について報告いたします。一年間の活動を展示、体験講座、学校連携、所蔵資料、貸出資料、入場および参加者数といった項目からご覧いただきます。

これらの活動は、従来の博物館活動を継続・発展させる形で行われたものです。その中で、発展というために我々が行っているのが「考える」ということです。その「考える」とは、国際工芸美術館としての開館に向けて、様々な形で準備を進めている中で、「工芸美術館である」とはどういうことかについて、考えていくことです。

国際版画美術館があり、これから国際工芸美術館ができようとしていることは、町田市の凄みとを考えます。これほどまでに個性的な二つの美術館を持つ所は日本中探しても他にありません。先人の努力によって生まれたガラスと陶磁からなる個性豊かな工芸コレクションを工芸美術館としては活かすことが求められます。それをどう実現していくのかを考え、そして試しています。

どういう展示をするのか、どういう展覧会を開催するのか、ワークショップはどうあるべきかといったことを考えることは勿論のことです。より根源的な部分での、工芸を専門とする美術館として何ができるのか、工芸美術館であるからこそできるということは何なのか。それが町田に存在することの意味は何であり、それをどのように広く伝えていくのか。今だからこそ、この部分をしっかりと考えていく、これまでの事業からの継続的なものも含めて、そうした考えのもとで行っています。

新しい試みも始まっています。例えば学校との関わりです。従来の大学連携に加えて、町田市内の小中学校とどう関わり、結びつき、互いを高めあっていけるのかということについての試みです。学校を取り巻く環境が大きく変わりつつある現在、市内の小中学校にとって工芸美術館が新たな負担となっては意味がありません。そうではなくて、何ができるのか、お互いにとってその存在が意味のあるものになるようにするには何が必要なのか。そうしたところを探すことを始めています。そうした先に、生まれてくるであろう新たな関係によって、工芸とともにある生活というものが「町田の当たり前」となっていくことを目指しています。

そんな多くの想いの中で行ってきたこの一年間の活動の記録を、どうぞご覧ください。

2025年10月1日

町田市立博物館 館長 伊藤嘉章

1970年	資料館建設積立基金を設定、事務局を社会教育課に置く。
1971年	建設審議会を設置、敷地を町田市本町田3562番地の1に決定。 設計をR I A建築総合研究所(代表 山口文象氏)に決定。
1972年	準備室を設置。建設工事を清水建設と契約。
1973年	町田市郷土資料館条例制定公布。 町田郷土資料館竣工。 館長 水澤澄夫就任。 開館式(11月3日)一般公開。
1975年	館長 諏訪元一就任。
1976年	館長 千沢楨治就任。 町田市立博物館と改称、同時に博物館法による登録博物館の申請を行い受理された。 大津絵収集開始。
1977年	「春季特別」展にて、12,039名の観覧者を記録。
1978年	「紙でつくる」展(当館開催1977年10月)、北欧3カ国他を巡回。
1983年	ガラス工芸品収集開始。
1986年	「町田の縄文」展にて、12,148名の観覧者を記録。
1987年	館長 田邊三郎助就任。 岩崎安吉氏より、印判手磁器1,387点を受贈、陶磁器収集開始。 田河水泡(高見澤伸太郎)氏より、戯画・風刺画550点を受贈、関連資料収集開始。 「出土品に見る町田の昔」展にて、11,768名の観覧者を記録。
1988年	「ボヘミアン・ガラス」展、同時開催の「中国乾隆ガラス」展にて、15,284名の観覧者を記録。
1990年	山田義雄氏より、東南アジア陶磁器567点を受贈。
1992年	山田映里氏より、東洋陶磁器675点を受贈。 故米原徹夫氏のご遺族より、時計108点を受贈。
1994年	中村三四郎氏より、東南アジア陶磁器626点を受贈。
1997年	「町田市立博物館蔵 ヨーロッパのガラス」展にて、11,877名の観覧者を記録。
2001年	街かどギャラリーにて「チェコガラス」展、「町田市立博物館の皿30」展開催。
2002年	旧岩田工芸硝子株式会社より、岩田藤七・久利・糸子のガラス作品105点を受贈。
2008年	教育委員会から文化スポーツ振興部に移管。 木内知美氏より、東南アジア陶磁器265点を受贈。
2012年	「蓮—Lotus Land—」展より入館料徴収開始。
2013年	上神亮治氏より、中国・東南アジア陶磁器132点を受贈。
2014年	(仮称)国際工芸美術館整備基本計画策定、公示。
2016年	(仮称)国際工芸美術館整備基本設計策定。 青野覚氏より、青野武市のガラス作品87点を受贈。
2017年	須田好一氏より、須田富雄の江戸切子作品30点を受贈。 大平洋一氏より、ガラス関連資料89点を受贈。
2018年	三輪の森ビジターセンター内に郷土資料展示室開室。
2019年	館長 伊藤嘉章就任。 博物館内での展示事業終了。
2020年	考古・民俗資料を教育委員会へ移管。 紙資料を町田市立国際版画美術館へ移管。

(2025年9月30日現在)

年報

展示事業

パネルで見る 茶の湯×茶道具 —町田市立博物館所蔵品より—

展覧会種: 館外パネル展示

会 期: 2024年12月3日(火)～12月22日(日)

会 場: 町田市立中央図書館 4～5階展示コーナー

入 場 料: 無料

協 力: 町田茶道会

入場者数: 30,532名

担 当: 飯岡遼、新井崇之



小冊子表紙

【内容】

町田市を中心に活動する茶道家の集まりである町田茶道会に監修いただきながら、町田市立博物館の中に移動式の茶室を設置し、その中で館蔵作品の茶道具を使っている場面を、プロのカメラマンに撮影していただきました。撮影の後、写真をもとにパネルを作成し、町田市立中央図書館4～5階にある展示コーナーで展示しました。展示にあわせて、館蔵作品と茶会の流れを紹介する小冊子を作成し、市内各施設で無料配布しました。



展示風景



解説パネル



濃茶シーンのパネル



薄茶シーンのパネル

モノから迫る 茶の湯×茶道具 —町田市立博物館所蔵品より—

展覧会種: 館外作品展示

会 期: 2025年1月21日(火)～2月2日(日)

会 場: 町田市立国際版画美術館 市民展示室A・B室

入 場 料: 無料

協 力: 町田茶道会

入場者数: 2,133名

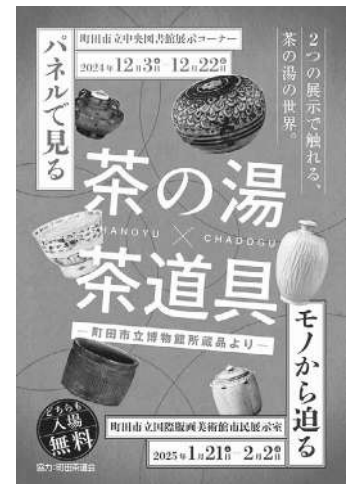
担 当: 飯岡遼、新井崇之

【内容】

町田市立博物館が所蔵する陶磁器とガラスの茶道具、及び茶道具として使ったら面白そうな作品を選んで、国際版画美術館の市民展示室で展覧会を開催しました。12月のパネル展示で紹介した館蔵作品を中心に、町田茶道会から借用した茶道具を併せて取り合わせることで、実際の茶会で使われている姿に近い形で展示しました。展示の順番も茶会でその道具が出てくる順に配置したことで、来場者にはまるで茶会に招かれたような感覚で作品をご覧いただけるよう工夫しました。また、本展の案内はがきは、大学や専門学校の学生から広くデザイン案を募集しました。

【総括】

町田茶道会との連携により、工芸美術品の「使う」という側面に注目して所蔵作品を紹介しました。これまでは別のテーマで開催していたパネル展示と実物展示でしたが、今回は共に「茶の湯」に揃えたことで、テーマに対してより深いアプローチができたと感じています。来場者アンケートでも、「使う場面を想像しながらみることができ、おもしろかった」、「それぞれの作品の個性と組み合わせのおもしろさを感じました」という声をいただき、博物館所蔵作品の新たな魅力を発信する機会となりました。



案内はがき



展示風景 薄茶点前を亭主側の視点から見る



展示作品例 安南染付菊唐草文茶碗
ベトナム 15～16世紀

展示関連事業

講演会及び呈茶イベント

日 時:2024年12月22日(日) 午後2時～3時30分
※講演が終わり次第、順次呈茶を行いました
会 場:町田市民フォーラム ホール、和室
登 壇 者:高野宗佳氏(町田茶道会会長)
伊藤嘉章(町田市立博物館館長)
対 象:全年齢
来場者数:155名
入 場 料:500円(事前予約制)
担 当:新井崇之、飯岡遼



対談の様子

【内容】

はじめに、町田市立博物館館長の伊藤嘉章が日本の茶の湯文化について話した後、町田茶道会会長の高野宗佳氏をお招きし、「茶道とある豊かな生活」をテーマに対談形式の講演会を行いました。講演終了後、町田茶道会が参加者に和室で呈茶を行いました。

500年前の茶碗にさわってみよう！

日 時:2025年1月25日(土)
午前11時～正午／午後2時～3時
会 場:町田市立国際版画美術館 市民展示室A・B室
対 象:全年齢
来場者数:96名
入 場 料:無料(事前予約不要)
担 当:新井崇之、飯岡遼



会場の様子

【内容】

博物館学芸員が展示の順路に沿ってギャラリートークを行い、茶道具と茶の湯文化について解説した後、博物館が所蔵する茶碗1点に触っていただきました。午前と午後で作品を入れ替え、より多くの作品に触れていただける機会を設けました。

体験講座

ガラス

吹きガラスに挑戦！ in 芹ヶ谷公園

開催日：①2024年4月13日(土)

②2024年4月14日(日)

③2025年3月15日(土)

各日90分×3回

会場：芹ヶ谷公園 多目的広場

講師：なかのかずひろ氏(ガラス作家)

対象：小学1年生以上

定員：各回3名(事前予約制、抽選)

参加者数：①9名、②9名、③9名、合計27名

参加費：3,500円

担当：飯岡遼、齊藤晴子、山口敦子



制作の様子

ガラスフュージングでストラップをつくろう！

開催日：①2024年7月19日(金)

②2024年7月20日(土)

各日50分×4回

会場：町田市立国際版画美術館 アトリエ

講師：横溝一枝氏(相原ガラスフュージング千の花)

対象：5歳以上

定員：各回14名(事前予約制、先着順)

参加者数：①42名、②54名、合計96名

参加費：500円

担当：飯岡遼



制作の様子

ガラスコップにもようを彫ってみよう！

開催日：①2024年8月1日(木) ②2024年8月7日(水)

③2024年8月9日(金) ④2024年8月22日(木)

⑤2024年8月23日(金)

各日60分×2回

会場：①子どもセンターまあち ②子どもセンターばあん

③子どもセンターただON ④子どもセンターぱお

⑤子どもセンターつるっこ

講師：後閑博明氏(ガラス作家)

対象：小学3年生から18歳以下の方

定員：①②各回16名、③④各回12名、

⑤各回20名(事前予約制、先着順)

参加者数：①32名、②30名、③21名、④15名、⑤38名、合計136名

参加費：500円

担当：飯岡遼、山口敦子



完成作品の例

と 熔けたガラスで遊んでみよう！【新講座】

開催日：2024年11月9日(土)

60分×5回

会場：芹ヶ谷公園 多目的広場

講師：なかのかずひろ氏(ガラス作家)

対象：小学1年生以上

定員：各回4名(事前予約制、先着順)

参加者数：20名

参加費：1,500円

担当：飯岡遼



制作の様子

ガラスフュージングで箸置をつくろう！

開催日：2024年11月23日(土・祝)

60分×4回

会場：町田市立国際版画美術館 アトリエ

講師：横溝一枝氏(相原ガラスフュージング千の花)

対象：5歳以上

定員：各回14名(事前予約制、先着順)

参加者数：52名

参加費：900円

担当：齊藤晴子



制作の様子

ガラスのフォトフレームに彫ってみよう！

開催日：2025年2月22日(土)

90分×2回

会場：町田市立国際版画美術館 アトリエ

講師：後閑博明氏(ガラス作家)

対象：小学3年生以上

定員：各回16名(事前予約制、先着順)

参加者数：26名

参加費：700円

担当：飯岡遼



制作の様子

陶磁器

マーブルもようのお皿をつくろう！

開催日：2024年7月21日(日)

120分×2回

会場：小山市民センター 第1会議室

講師：檀上尚亮氏(kamakura山陶芸工房主宰)

対象：小学4年生以上

定員：各回10名(事前予約制、抽選)

参加者数：19名

参加費：1,500円

担当：新井崇之



制作の様子

やきもので動物をつくろう！【新講座】

開催日：2024年8月24日(土)

120分×2回

会場：成瀬コミュニティセンター 美術工芸室

講師：くつわだりえ氏(アトリエ方丈庵主宰)

対象：小学4年生以上

定員：各回10名(事前予約制、抽選)

参加者数：21名

参加費：1,500円

担当：新井崇之



制作の様子

幼児向けやきものの体験 お皿にもようをつけよう！

開催日：2024年9月29日(日)

60分×2回

会場：子どもセンターまあち

講師：くつわだりえ氏(アトリエ方丈庵主宰)

対象：3歳～小学生未満の子どもとその保護者

定員：各回12名(事前予約制、先着順)

参加者数：23名

参加費：1,200円

担当：山口敦子



制作の様子

スープ皿をつくろう！

開催日：2024年11月17日(日)

120分×2回

会場：木曽森野コミュニティセンター 第1会議室

講師：檀上尚亮氏(kamakura山陶芸工房主宰)

対象：5歳以上

定員：各回12名(事前予約制、先着順)

参加者数：17名

参加費：1,500円

担当：新井崇之、山口敦子



制作の様子

オリジナルのごはん茶碗をつくろう！【新講座】

開催日：2024年11月24日(日)

120分×2回

会場：成瀬コミュニティセンター 美術工芸室

講師：三宅直子氏('n studio主宰)

対象：小学1年生以上

定員：各回12名(事前予約制、先着順)

参加者数：24名

参加費：1,500円

担当：新井崇之



制作の様子

陶器で手作りドアプレート【新講座】

開催日：2025年1月18日(土)

120分×2回

会場：小山市民センター 第1会議室

講師：柴田菜月氏(陶芸家)

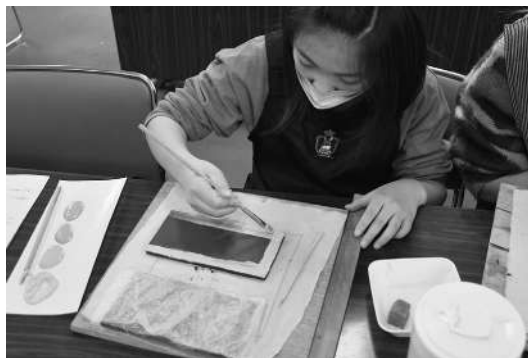
対象：小学1年生以上

定員：各回12名(事前予約制、先着順)

参加者数：23名

参加費：1,500円

担当：新井崇之



制作の様子

紙

紙漉きに挑戦 懐紙をつくってみよう！【新講座】

開催日：2025年1月19日(日)

120分×2回

会場：成瀬コミュニティセンター 美術工芸室

講師：北村春香氏(紙漉き師)

対象：小学1年生以上

定員：各回10名(事前予約制、先着順)

参加者数：17名

参加費：1,000円

担当：山口敦子



制作の様子

漆

はじめての蒔絵体験

開催日：2024年8月4日(日)

120分×2回

会場：鶴川市民センター 第1会議室

講師：上條宗長氏(漆芸家)

対象：小学3年生以上

定員：各回12名(事前予約制、先着順)

参加者数：25名

参加費：2,000円

担当：飯岡遼



制作の様子

職人が教える 金継ぎ体験【新講座】

開催日：2025年3月2日(日)

150分×2回

会場：町田市民文学館ことばらんど 第1・第2会議室

講師：上條宗長氏(漆芸家)

対象：中学1年生以上

定員：各回6名(事前予約制、先着順)

参加者数：12名

参加費：1,500円

担当：新井崇之



制作の様子

ブース出展

第26回ゆうゆう版画美術館まつり 「陶片ペンダントを作ろう！」を実施

開催日:2024年10月27日(日)

午前10時～午後4時

会場:町田市立国際版画美術館 前庭

定員:200名(先着順)

参加者数:232名

参加費:無料

担当:新井崇之、山口敦子



制作の様子

Future Park Lab Autumn

体験講座

「熔けたガラスで遊んでみよう！」を実施

開催日:2024年11月9日(土)

会場:芹ヶ谷公園 多目的広場

詳細は10頁に記載



制作の様子

Future Park Lab Spring

体験講座

「吹きガラスに挑戦！ in 芹ヶ谷公園」を実施

開催日:2025年3月15日(土)

会場:芹ヶ谷公園 多目的広場

詳細は9頁に記載



制作の様子

町田さくらまつり2025
(仮称)町田市立国際工芸美術館PRイベント

開催日:2025年3月29日(土)

午前10時～午後4時

会場:芹ヶ谷公園 多目的広場

参加者数:51名

参加費:無料

担当:新井崇之



出展の様子

学校連携事業

①展覧会案内ハガキ デザインコンペ

「茶の湯×茶道具 一町田市立博物館所蔵品より」関連事業

募集期間：2024年7月8日(月)～8月30日(金)

積極的に募集を周知した学校：桜美林大学、サレジオ工業高等専門学校、玉川大学、町田デザイン&建築専門学校

応募者数：58名

担 当：新井崇之、飯岡遼

採 用 者：大島一武輝(東京大学大学院) デザインは7頁に記載

②出張講義 玉川大学芸術学部開講科目「工芸史」

「町田市立博物館収蔵作品から見る工芸史」

開 催 日：2024年10月30日(水)

午前9時～10時40分

会 場：玉川大学

出席者数：13名

講 師：山口敦子、飯岡遼

③学芸員出張授業

「中国と日本の絵画を見てみよう！」

開 催 日：2025年1月10日(金)、15日(水)

50分授業×5回

会 場：町田市立金井中学校

出席者数：161名

講 師：新井崇之、飯岡遼

所蔵資料

所蔵資料一覧(2025年3月31日現在)

種別	件数
ガラス	1,256
陶磁器	3,193
時計	108
その他工芸	223
合計	4,780

寄贈資料一覧【2024年度】

種別	寄贈者(敬称略)	件数
陶磁器	河原勝洋	118
合計		118

貸出資料

【2024年度】

申請者	展覧会名等	種別	件数	貸出期間
富山市ガラス美術館	回顧展 太平洋— ヴェネツィアン・ガラスの彼方 へ	ガラス	38	2024年3月9日～6月23日
滋賀県立陶芸の森 陶芸館	躍動するアジア陶磁—町田市立 博物館所蔵の名品から—	陶磁器 ガラス	135 15	2024年9月14日～12月8日
岡山市立オリエント美術館	ガラスの創造力 —色彩と煌めきの4000年—	ガラス	53	2024年9月14日～11月24日

入場および参加者数

【2024年度 展示事業】

展覧会名	会期日数	入場者数	会場	会期
パネルで見る 茶の湯×茶道具 —町田市立博物館所蔵品より—	17	30,532	町田市立中央図書館 4～5階展示コーナー	2024.12.3～ 12.22
モノから迫る 茶の湯×茶道具 —町田市立博物館所蔵品より—	12	2,133	町田市立国際版画美術館 市民展示室A・B室	2025.1.21～ 2.2
展示関連事業 講演会及び呈茶イベント	1	155	町田市民フォーラム ホール、和室	2024.12.22
展示関連事業 500年前の茶碗にさわってみよう！	1	96	町田市立国際版画美術館 市民展示室A・B室	2025.1.25
計	31	32,916		

【2024年度 体験講座】

講座名	開催日数	参加者数	会場	開催日
吹きガラスに挑戦！ in 芹ヶ谷公園	3	27	芹ヶ谷公園 多目的広場	2024.4.13 2024.4.14 2025.3.15
ガラスフュージングでストラップをつくろう！	2	96	町田市立国際版画美術館 アトリエ	2024.7.19 2024.7.20
ガラスコップにもようを彫ってみよう！	5	136	子どもセンターまあち 子どもセンターばあん 子どもセンターただON 子どもセンターばお 子どもセンターつるっこ	2024.8.1 2024.8.7 2024.8.9 2024.8.22 2024.8.23
と 溶けたガラスで遊んでみよう！	1	20	芹ヶ谷公園 多目的広場	2024.11.9
ガラスフュージングで箸置をつくろう！	1	52	町田市立国際版画美術館 アトリエ	2024.11.23
ガラスのフォトフレームに彫ってみよう！	1	26	町田市立国際版画美術館 アトリエ	2025.2.22
マールもようのお皿をつくろう！	1	19	小山市民センター	2024.7.21
やきもので動物をつくろう！	1	21	成瀬コミュニティセンター	2024.8.24
幼児向けやきもの体験 お皿にもようをつけよう！	1	23	子どもセンターまあち	2024.9.29
スープ皿をつくろう！	1	17	木曽森野コミュニティセン ター	2024.11.17
オリジナルのごはん茶碗をつくろう！	1	24	成瀬コミュニティセンター	2024.11.24
陶器で手作りドアプレート	1	23	小山市民センター	2025.1.18
紙漉きに挑戦 懐紙をつくってみよう！	1	17	成瀬コミュニティセンター	2025.1.19
はじめての蒔絵体験	1	25	鶴川市民センター	2024.8.4
職人が教える 金継ぎ体験	1	12	町田市民文学館ことばらん ど	2025.3.2
計	22	538		

【2024年度 ブース出展】

講座名	開催日数	参加者数	会場	開催日
第26回ゆうゆう版画美術館まつり 「陶片ペンダントを作ろう！」を実施	1	232	町田市立国際版画美術館 前庭	2024.10.27
Future Park Lab Autumn 体験講座「溶けたガラスで遊んでみよう！」 を実施	1	20	芹ヶ谷公園 多目的広場	2024.11.9
Future Park Lab Spring 体験講座「吹きガラスに挑戦！ in 芹ヶ谷公 園」を実施	1	9	芹ヶ谷公園 多目的広場	2025.3.15
町田さくらまつり2025 (仮称)町田市立国際工芸美術館PRイベント	1	51	芹ヶ谷公園 多目的広場	2025.3.29
計	4	312		

関係例規(2025年9月30日現在)

○町田市立博物館条例

(昭和48年3月19日条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、町田市立博物館(以下「博物館」という。)の設置、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 歴史、民俗、美術、産業、自然科学等に関する資料(以下「資料」という。)を収集、保管、展示し、これらに対する市民の知識および教養の向上を図るため、博物館を町田市本町田3,562番地1に設置する。

(事業)

第3条 博物館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 資料の調査研究に関すること。
- (3) 資料の知識の普及に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業。

(観覧料)

第4条 博物館に展示されている資料を観覧しようとする者は、別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。ただし、市長が指定した資料の観覧料は、無料とすることができる。

(観覧料の不還付)

第5条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料の免除)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(運営委員会)

第7条 博物館の適正な運営を図るため、博物館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、館長及び学識経験を有する者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する委員10人以内をもって組織する。

3 前項の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会の会議等に関する事項は、町田市規則(以下「規則」という。)で定める。

(入館の制限)

第8条 市長は、博物館の入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められるとき。

(資料の特別利用)

第9条 資料を学術上の研究のため、特に利用しようと

する者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の利用者が、この条例又は市長の指示に違反したときは、その利用を中止させることができる。

(職員)

第10条 博物館に、館長その他必要な職員をおく。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則(昭和51年4月1日条例第9号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月27日条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日条例第42号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

観覧料	1人につき1,000円の範囲内で市長が定める額
-----	-------------------------

○町田市立博物館条例施行規則

(平成20年3月31日規則第63号)

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市立博物館条例(昭和48年3月町田市条例第2号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、町田市立博物館(以下「博物館」という。)の管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧料の還付)

第2条 条例第5条ただし書の規定により観覧料を還付することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他の事故により観覧ができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない事由があると認めるとき。

2 観覧料の還付を受けようとする者は、観覧料還付請求書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(観覧料の免除)

第3条 条例第6条の規定により観覧料の全部又は一部を免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 市内の小学校の児童及び市内の中学校の生徒並びにこれらの引率者が、教育課程に基づき、学習活動として観覧するとき 全額
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号副知事決定)第5条の規定による愛の手帳等の交付を受けている者が観覧するとき 半額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 全額又は半額

2 前項の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ観覧料減免申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、同項第2号に掲げる場合については、身体障害者手帳又は愛の手帳等の提示により行うものとする。

3 市長は、観覧料の全部又は一部の免除の承認をしたときは、観覧料減免承認書(第3号様式)を当該申請者に交付する。

(委員会の所掌事務)

第4条 博物館運営委員会(以下「委員会」という。)は、市長の諮問に応じ、博物館の運営に関し必要な事項を審議する。

(委員会の委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の招集の通知)

第7条 委員長は、委員会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員に通知する。

(1)開催日時

(2)開催場所

(3)議題

(委員会の書面による審議)

第8条 第6条第1項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を発議することができる。

2 書面による審議は、委員の過半数が同意しなければ実施することができない。

3 書面による審議における委員会の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、書面による審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化スポーツ振興部文化振興課において処理する。

(休館日)

第10条 博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、そ

の翌日)

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第11条 博物館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(資料の特別利用の承認申請)

第12条 条例第9条第1項の規定により特別利用の承認を受けようとする者は、特別利用承認申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特別利用の承認をしたときは、特別利用承認書(第5号様式)を当該申請者に交付する。

(資料の館外貸出し)

第13条 資料(条例第2条に規定するもの(本町田遺跡公園を除く。))をいう。以下同じ。)の館外貸出しを受けようとする者は、館外貸出承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、館外貸出しの承認をしたときは、館外貸出承認書(第7号様式)を当該申請者に交付する。

(貸出期間)

第14条 資料の貸出期間は、貸出の日から30日以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、貸出期間内であっても当該資料の返還を請求することができる。

(寄贈及び寄託)

第15条 博物館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 市長は、資料の寄贈又は寄託の申出があったときは、その内容を審査し、寄贈を受けるときは寄贈者名簿(第8号様式)に登載し、寄託を受けるときは寄託者名簿(第9号様式)に登載し、博物館資料受託証(第10号様式)を寄託者に交付するものとする。

3 資料の寄託は無償とし、受託した資料は、博物館所蔵のものと同じの取扱をするものとする。

4 受託した資料が、天災その他避けられない事故により、損傷し、又は滅失したときは、市はその責めを負わない。

(損害賠償)

第16条 博物館の資料又は施設若しくは設備等を滅失し、又は毀損した者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に体育指導委員の設置に関する規則等を廃止する規則(平成20年2月町田市教育委員会規則第3号)による廃止前の町田市立博物館条例施行規則(昭和48年7月町田市教育委員会規則第8号)第7条及び第8条の規定により承認を受けた者並びに第10条第2項の規定により寄贈又は寄託をした者は、この規則第7条及び第8条の規定により承認を受けた者並びに第10条第2項の規定により寄贈又は寄託をした者とみなす。

附 則(平成23年6月30日規則第51号)

この規則は、平成23年7月16日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第2号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定(「文化スポーツ振興部博物館」を「文化スポーツ振興部文化振興課」に改める部分に限る。)は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月30日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年1月31日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○町田市博物館資料収集委員会規則

(平成20年3月31日規則第64号)

(設置)

第1条 町田市立博物館(以下「博物館」という。)において収集する歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料(以下「資料」という。)の選考及び評価を適正かつ円滑に行うため、町田市博物館資料収集委員会(以下「収集委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 収集委員会は、博物館において収集する資料の選考及び評価について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 収集委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、資料の選考及び評価に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 市長は、特別の事項を調査審議するため必要と認めるときは、収集委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査、検討が終了したときまでとする。

(委員長等)

第5条 収集委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、収集委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 収集委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 選考対象となる資料に直接利害関係を有する委員は、その会議に参加することができない。

(庶務)

第7条 収集委員会の庶務は、文化スポーツ振興部文化振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、収集委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が収集委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

○町田市博物館資料収集基金条例

(昭和62年12月28日条例第38号)

(設置)

第1条 町田市立博物館に収蔵する歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集を円滑に行うため、町田市博物館資料収集基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、5,000万円とする。

(運用)

第3条 市長は、基金の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、町田市一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

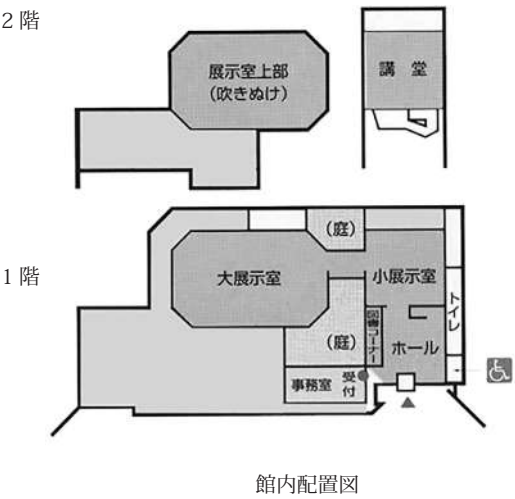
附 則(令和元年12月27日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

施設概要

○建物の概要

構造規模	鉄筋コンクリート造
	地下1階・地上2階
延べ床面積	1,410㎡
	地階 142㎡
	1階 982㎡
	2階 286㎡
竣工	1973(昭和48)年3月31日
設計	R I A 建築総合研究所
施工	清水建設株式会社

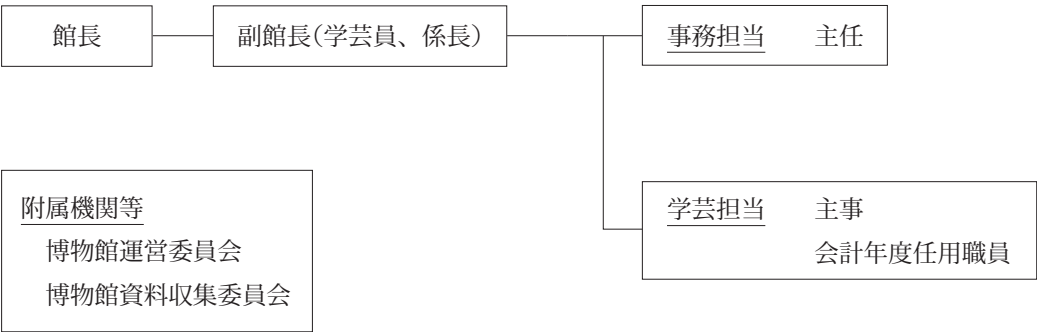


博物館運営委員・人員配置図(2025年3月31日現在)

○博物館運営委員(五十音順、敬称略)

氏名	所属	在任期間
伊藤 嘉章	町田市立博物館館長	5年
井上 暁子(委員長)	日本ガラス工芸学会理事	13年
今井 敦(副委員長)	東京国立博物館特任研究員	7年
椿 敏幸	玉川大学教授	5年
長谷川 智也	町田市立南中学校校長	1年
原田 一敏	ふくやま美術館館長	7年
宮原 裕美	日本科学未来館科学コミュニケーション室室長代理	3年
若月 雅裕	町田市立町田第三小学校校長	3年

○人員配置図



紀要

1. はじめに

もう10年以上前のことになるが、平成26(2014)年に町田市立博物館で開催した「岩田藤七・久利・糸子：スケッチブックとガラス作品」展の準備のため膨大な藤七と久利のスケッチブックを調査していた時のこと、中に特許の出願に関わると思しき文書が挟まれているのを発見した。それ以前にご遺族から、岩田のデザインは他のガラス工場に真似されて大変だったというお話を伺っていたこともあり、ガラス作家たちが法的にどのようにして自分たちのアイディアを守ろうとしていたかに興味を湧き調べることにした。当初の対象は岩田藤七・久利であったが、後述するとおり3件しか見つからなかったため、そこから拡げて昭和時代に活動していたその他のガラス作家や企業についても調査を行った。

何か面白い結論を導き出せそうであれば論文にして発表しようかと考えていたが、さしてまとまるわけでもなく、このままだとお蔵入りしてしまいそうなので、ここで調査結果だけでもまとめておくこととする。紙面の都合上、今回取り上げるのは岩田と各務クリスタルのみとし、その他のガラス作家や企業の調査結果については、別の機会があればそちらで報告したい。本研究ノートが昭和のガラス工芸史研究の一助にでもなれば幸いである。

2. 研究手法

筆者が本調査を行った時期は平成25(2013)年のことであるので、現在取るべき研究手法とは齟齬があるであろうことを予めお断りしておく。現在、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が運営する特許関連のデータベースである「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」は平成25年当時「特許電子図書館」と呼ばれていたが、そのシステムでは平成5(1993)年より前の特許についてはインターネット検索ができなかったため、やむを得ず特許庁の2階に入っていたINPITの閲覧室に通って調査を行った。具体的には、『日本特許出願人総索引』(日本科学技術情報センター編)を引いて該当の個人名や企業名を捜し、公告番号を確認したのち、閲覧室内でのみ閲覧可能であった「特許電子図書館」データベースの「特許・実用新案検索」(1)「特許・実用新案公報DB」から内容を引き出した。

基礎資料とした『日本特許出願人総索引』に収録されている出願人の記録が昭和23(1948)年以降のものであったため、自ずと調査範囲の上限は昭和23年となった。また昭和42(1967)年から昭和46(1971)年の索引は部門別に分かれており、ガラスに関係がありそうなのは、「第2産業部門(採鉱、金属、化学関係)」のうち、「第21類ガラス、ほうろう」のうち「Aガラス Bガラスの加工 C石英ガラス Dほうろう E結晶化ガラス」、「第4産業部門」及び「第5産業部門 照明」あたりであろうと思われるので、この3部門について調査した。調査範囲の下限は、昭和時代の特許に関心があったので昭和64(1989)年とした。

3. 岩田藤七・久利が出願した特許について

(1) 受理された出願

上記の手法で調査を行ったところ、岩田藤七と久利が発明者・出願人となっていた以下の特許3件を発見した。ちなみに藤七は自身のガラス工場である岩田硝子製作所(のちの岩田工芸硝子株式会社)を昭和6(1931)年に創業している。

	特許の名称	発明者・出願人	代理人	日本分類	公告番号	公告日	出願日	特願
①	ガラス器の製造法	岩田久利	弁理士 竹内渉	21 A 403	昭35-13217	昭35.9.12	昭33.3.13	昭33-6553
②	ガラス把手の取付方法	岩田藤七	弁理士 竹内渉	21 B 0	昭43-7615	昭43.3.22	昭40.4.24	昭40-24183
③	溶融ガラスに着色ガラス粉末を付着させる方法	岩田藤七	弁理士 竹内渉	21 B 4 (21 B 0)	昭43-7622	昭43.3.22	昭40.4.24	昭40-24184

① ガラス器の製造法

特許公報に掲載された本発明の詳細説明の項目を見ると、「この発明は熔融状のガラスを内側が平坦な取囲手内に移し、これを一定の広さに展延したる後枠型の頂端中心に載置し、コテ、ヘラ、その他の手具によりこれを枠

型の表面に沿って押延して所定の形状に成型した後該枠型を抜き去る」とあり、つまりは図1のような岩田の工場で「延ばし」と呼ばれていた作品の製法にかかる特許であることが読み取れる。上記の説明だけではわかりにくいかもしれないので補足しておく、と「延ばし」の技法とは、まず傘の骨のような型を用意し、るつぽから取り出したガラスを板状に延ばしてすばやく型の上に載せ、へらなどでガラスを型に沿って下方に引っ張ってさらに延ばして成形し、最後に上下をひっくり返して作品として完成させる技法である。

また、特許公報ではこの製法の目的が「気泡を含んだつらら状のしかも多少凹凸があり、透明な部分や白くにどった部分が氷河のように入混り、特に、色ガラスを練合わせた場合は五色飴をのしたような風雅な模様を呈する」、「従来の高温熔融による直接成型品にみられない風雅のある工芸美術品を得る」などと説明されていることから、従来の吹きガラスの技法などとは異なる技法を開発し、趣のある美術品を作ろうとしていたことが見て取れるのである。

筆者は、この「延ばし」は主に糸子が使用していた技法だと思い込んでいたので、昭和33(1958)年の時点ですでに開発されていたということが驚きであった。久利の次女である岩田マリ氏からの情報提供によれば、「延ばし」の技法は藤七の発案とのことである。この技法を使用して藤七は花器や鉢などの作品を制作し、また岩田ガラスの工場では花器や泡入りのガラス食器が多数製造された。糸子は藤七・久利と受け継がれてきた「延ばし」の技法をさらに進化させ、傘形の金属型をすばめられるようにしたことで、それまでは不可能だった胴よりも口が狭い壺型の作品を作れるようになったという。

②ガラス把手の取付方法

概要としては、器本体に把手の元となるガラス玉を熔着し、玉の中央部に両側から工具を押しあてて薄くし、そこに棒状工具で穴をこじ開けて把手とする技法に関する特許である。従来の器と同時に成形する方法や接着剤での貼付などでは壊れやすかったものが、本技法で加工することで破損の恐れがなく「芸術味豊かな把手を設ける」ことができ「芸術的なガラス製品の把手取付方法として有効である」としている。

③溶融ガラスに着色ガラス粉末を付着させる方法

鉄板に色ガラスの粉を事前に置いておき、るつぽから取り出したガラス玉をその上に転がして表面を着色する技法は広く知られているが、本特許では色ガラスの粉を設置する際に型板(素材は紙や木など)を用いる点に新規性が見られる。要はステンシルのような方法で、必要な形状に切り抜いた型板の上から刷毛で色ガラスの粉を散らして鉄板上に予め文様を形作っておくのである。藤七の作品《水指「仄々」》(図2)などで見られる技法である。

特許公報では、「従来の方法には、出来上がったガラス器の表面に着色加工を施したり、あるいは予め、着色材を混ね合せて製造する方法等があったが、これ等の方法は単純な感じしか出すことが出来なかった」、「格別の設備を必要とせず、経済的に芸術味豊かな各種のガラス製品(中略)の製造に有効である」などと説明されている。

(2)受理されなかった出願

上記(1)の特許の中には、スケッチブックに関連文書が挟まれていた以下の2件の出願は含まれていないため、いずれも受理されなかったものと思われる。



【図1】岩田糸子《花器「ガラスの華」》
昭和62(1987)年 町田市立博物館蔵



【図2】岩田藤七《水指「仄々」》
昭和40(1965)年 町田市立博物館蔵

	特許の名称	出願人	代理人	出願日	出願番号
①	建築用乃至装飾用板硝子の製造法	岩田藤七	竹内渉	昭36.2.2	昭36-3088
②	角型ガラス器の製造法	岩田藤七	竹内渉	昭40.5.10	昭40-027269

②の「角型ガラス器の製造法」の内容については不明だが、①の「建築用乃至装飾用板硝子の製造法」は時期的に考えて、ちょうどこの頃、昭和35(1960)年から藤七が試作を開始したガラスパネル(「コロラート」と名付けられた作品群)について、特許を出願しようとしたものと思われる。

4. 各務クリスタルが出願した特許について

続いて、岩田藤七の最大のライバルであった各務鑑三が創業した各務クリスタル製作所が出願した特許についてみていきたい。著者が調査したところ、昭和23(1948)年以降、昭和64(1989)年までに各務クリスタルが出願し受理されたガラスに関する特許は以下の10件であった。また特許の概要も併せて紹介する。ちなみに各務クリスタル製作所が大田区西六郷に設立されたのは昭和9(1934)年、その前身の各務クリスタル工芸硝子研究所が東京郊外の滝野川に設立されたのは昭和5(1930)年のことであった。

	特許の名称	発明者	代表者	日本分類	公告番号	公告日	出願日	特願
①	硝子製品製造方法	各務洋一	—	21 B 4	昭33-1223	昭33.2.25	昭28.7.24	昭28-13224
②	硝子ブリツクの製造法	佐藤丈夫	—	21 A 4	昭36-13635	昭36.8.17	昭34.2.25	昭34-6066
③	装飾硝子製造法	佐藤潤四郎	—	21 B 4 (21 A 401)	昭36-13636	昭36.8.17	昭34.2.23	昭34-5692
④	硝子器製造方法	浅見進一	各務鑑三	21 A 409 (21 B 4)	昭38-11418	昭38.7.6	昭36.11.30	昭36-43655
⑤	結晶陶磁器類の製造法	江上健助・ 小沢英治	各務鑑三	21 A 29 (20 C 0)	昭39-25561	昭39.11.12	昭36.4.1	昭36-11593
⑥	硝子器成形法	佐藤丈夫	各務鑑三	21 A 405	昭40-3257	昭40.2.20	昭37.9.10	昭37-38926
⑦	ガラス器製造法	佐藤丈夫 [※] ・ 江上健助・ 小沢英治	—	21 B 71	昭46-40279	昭46.11.27	昭37.2.17	昭37-6295
⑧	ガラスの表面着色法	斉藤博・ 楠本晴久	—	21 B 34	昭51-5648	昭51.2.21	昭47.5.30	昭47-53734
⑨	表面導電性ガラスの製造法	斉藤博・ 楠本晴久	—	21 B 36 21 B 35	昭51-13165	昭51.4.26	昭47.9.19	昭47-93874
⑩	ブラシ洗滌機	早川正治	—	—	昭60-20070	昭60.5.20	昭53.2.27	昭53-20903

表1 各務クリスタル製作所出願のガラスに関する特許一覧

※⑦の特許公報では、発明者の氏名が「佐藤丈夫」と記載されているが、住所から判断して「佐藤文夫」であろう。

※※出願人はすべて「各務クリスタル製作所」、代理人は①～⑨は「弁理士 飯塚誠厚」、⑩は「弁理士 網野誠 外1名」

※※※その他の情報：上記①抗審：昭30-372、⑦審判：昭39-5201、⑧公開：昭49-10919、昭49.1.30、⑨公開：昭49-52813、昭49.5.22、

⑩公開：昭54-113968、昭54.9.5 審査官：上野忠好

	特許の概要
①	吹きガラスのガラス種の外側に金属型で凹みをつけ、その上からガラスを巻き取ることで空気を封入し、あたかもカットガラスのような光の反射を生む製品を得る技法。
②	水冷式の台の上に成型用の金枠を置き、ガラス種を流し込んでからガラスが柔らかいうちに金属製工具で表面に模様を押しあて、さらに上から金属製ローラーで金枠いっぱいまで引き延ばし、建築用のガラスブロックを製造する技法。
③	宙吹き工程の途中で、吹き棹の反対側に開口部を設け、色ガラス片等を封入して閉じ、装飾的なガラスを得る技法。
④	予め金型(雌型)の内部を文様の形にサンドブラストで加工しておき、そこにガラス種を落とし雄型でプレスすることで、ガラス本体にサンドブラストをかけたのと同じ効果を得る技法。
⑤	金属鉛の微粒子を還元剤の作用によってガラス中に析出させ、それを核としてガラス内部に結晶を生成する技法。
⑥	年輪のある木材を原型としてガラス器を製造する際、芯に向かって縦に不等分割した木材の並びを組み替えることによって、年輪相の食い違いにより美しい文様を得る技法。
⑦	ガラスの成形後、徐冷前に冷気で急冷することで強化ガラスを得る技法。
⑧	ステイニング着色法において、金属イオンを含む熔融塩に成形後の高温ガラスを短時間浸漬してガラス表面を着色する技法。これにより短時間でむらのない被せガラスが得られる。

⑨	銅やニッケルを含むガラスを、成形直後の高温時に銀を含む溶融塩に浸漬してガラス表面に銀イオンを導入し、還元処理をして電導性の金属皮膜を得る技法。
⑩	ガラスを研磨後、酸化セリウムなどの研磨材を洗い流すための自動洗浄ブラシ機の発明。

表2 各務クリスタル製作所出願の特許の概要(①～⑩の番号は表1に対応している)

5. おわりに

岩田藤七・久利親子が出願し受理された特許3件の説明文の中には、「風雅」や「芸術味」といった文言が含まれており、彼らにとって新しい技術の開発は芸術性の高い作品(あるいは製品)を作ること为主目的としていたことがうかがえる。

それに対し、各務クリスタル製作所が出願した特許の多くは、手間を省き工程にかかる時間を短縮することや、製品の品質を高めることに主眼が置かれている。芸術性よりは生産性の高さに重きを置いているといえるだろう。

両者のこの違いは、各務クリスタルに昭和25(1950)年から資本参入している日本板硝子の経営方針も影響しているのではないだろうか。岩田も各務も、時を同じくして昭和30年代半ばごろに建築用ガラスの製造に乗り出しているが、各務クリスタルの方は昭和33(1958)年に「日本板硝子の支援により本社工場の画期的な増強を行い、アートブリック等ガラス建材品の製造開始」¹をしたという。これは上記4表1および2の②で紹介した「硝子ブリックの製造法」などの技法で作られた製品ではないかと考えられる。

折しも昭和33年の日展で、各務鑑三はアートブリックを使用したと思われるガラス作品《ブリックパネル》を発表している²。表面に凸凹をつけた半透明ガラスを、スタンドグラスのような金属枠にはめ込んで作られた作品だが、この各務の《ブリックパネル》を、果たして岩田藤七が見たかどうかは定かではない。しかし当時、藤七は日展とは訣別していたため、実物は見ていないのではないかと筆者は推測する。ただ、息子の久利は同年の日展に自身の作品を出品していたので、久利を通して各務のパネル作品に関する情報を得られる状況にはあっただろう。その後藤七がコロラートを制作するに至った動機としては、ガラスによる抽象表現の模索や、従来のガラス技法に絵画的・彫刻的なものを加える試みなどが挙げられるが、もしかしたらほぼ同時期に各務鑑三が試みていたガラスパネル作品への、「自分ならもっとこうする」という挑戦的な回答でもあったのかもしれない。

ともあれここまで見てきたように、作家や企業が出願した特許を調査するという研究手法も、近現代のガラス史を紐解く上ではある程度有効に働きそうだ、という結論を得たあたりでひとまず今回の研究ノートの筆を擱くこととしたい。

¹ 『日本板硝子株式会社五十年史』日本板硝子株式会社、昭和43年

² 日展史編纂委員会編『日展史 21 新日展編1』日展、平成4年

本稿の執筆にあたり、岩田藤七および久利のガラス制作技法について、イワタルリ氏および岩田マリ氏からご助言をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

町田市立博物館所蔵「セーヴル《瑠璃地紅彩金彩天使図カップ&ソーサー》」について

山口敦子

1. はじめに

町田市立博物館は2024年度に、多年に亘り西洋磁器を収集されてきた河原勝洋氏より、1750年代から現代にいたるセーヴル磁器¹の作品群を受贈した。カップ&ソーサーに特化したこの「河原勝洋コレクション」のなかから、本稿では1754年に製作された《瑠璃地紅彩金彩天使図カップ&ソーサー》(図1)について考察する。セーヴルは、開窯当初より実権を握ってきたオリイ・ド・フルヴィ侯爵(Orry de Fulvy)の死去を機に、1750年代初頭以降、東洋やマイセンの影響から脱すべく独自のスタイルを模索していく。こうして誕生した1750年代中盤の作品にみられる様式は、軟質磁器によって栄華を極めたセーヴルの美意識を特徴づけるものとなった。また、革命期以降における同製陶所の基盤が確立された時期にも当たるため、本作品を取り上げる意義は大きい。

2. 時代背景

17世紀中期、フランスの王侯貴族は、茶、ココア、コーヒーなどの温かい飲料を嗜んでいた。なかでもコーヒーは17世紀末頃にかけて他を凌駕するが、茶は限られた人たちの娯楽に供される程度となり、コーヒーやココアほどには定着しなかった。これには茶葉が高値で取引されていた影響が考えられ、セーヴルのティーポットが控えめなサイズであることから裏付けられる。

喫茶文化の広がりを受け、セーヴルでも1750年代初めからカップ&ソーサーの生産量が増加していく。これは、ディナーセットの一部であった茶やコーヒー関連のアイテムが、独立したセットとして確立する時期と一致する。建物の外観よりも室内装飾に重きが置かれたロココ時代にあって、従来の大空間ではなく、私室などの親密な空間のなか、少人数で喫茶を楽しむ習慣が広まったことに起因するものだった。同時に室内空間の統一が大きなテーマとして掲げられ、壁紙から家具調度品に至るまで総合的なコーディネートが求められた。言うまでもなくカップ&ソーサーもその構成要素の一つとして、軽妙洒脱なロココの演出に一役買ったのである。



【図1】町田市立博物館蔵



【図2】個人蔵

3. セーヴルの作品情報管理

当該作品の詳細に触れる前に、セーヴルの作品情報管理について言及する必要があるだろう。作品に付された管理記録のうち、上絵で施されているものは、二つの「L」が交差する窯印の他に、1753年以降に適用されたアルファベットによる製作年、そして絵付師や金彩師のサインである。一方で、ロクロ師や型師のサインは刻印による。作品自体への記録のほか、製陶所に残る売上台帳の内容から、注文主、納品時期、販売価格などが判明する。また、これとは別に王侯貴族に商品を納め、購入後の修復なども一手に担っていた高級小間物商の帳簿も重要な資料だ。とりわけセーヴルの商品開発や販売戦略にも関与していたラザール・デュヴォー(Lazare Duvaux)の帳簿は、多くのことを教えてくれる。デュヴォーはルイ15世をはじめ多数の顧客から受注しており、なかでもポンパドゥール侯爵夫人は彼に絶大な信頼を寄せ、所有する複数の居城の内装までも託していた。1753年からの5年間は侯爵夫人に対するセーヴル磁器の販売を独占していたため、帳簿からその趣向や購入の傾向をうかがい知ることができる。

このデュヴォーの帳簿をもとにして、陶磁器研究家のロザリンド・サヴィルは《瑠璃地紅彩金彩天使図トレイ》(図2)がデジュネの一部を成し、1754年6月にポンパドゥール侯爵夫人が海軍大臣アントワヌ・ルイユ(Antoine Rouillé)への贈答品として購入したものと同型・類似絵柄であると指摘する²。この比較的小ぶりなトレイには2点のジャムポットが付随しており、侯爵夫人により一括購入されている。さらにサヴィルは、トレイと併せて本稿で取り上げている《瑠璃地紅彩金彩天使図カップ&ソーサー》や同種のポットを紹介しており、これらがデジュネの関連作品であると示唆している³。トレイと当該作品は、いずれも器種が「エベール」で、「ブルー・ラピ」の地色に金彩の装飾を伴い、紅色単彩の天使図が施されている。製作もともに1754年であるため、《瑠璃地紅彩金彩天使図トレイ》と《瑠璃地紅彩金彩天使図カップ&ソーサー》の関連性は一段と高まる。

4. 器形と装飾・地色

作品の各要素について検討していく。まず1753年から生産が本格化した「エベール(Hébert)」と呼ばれる器形について。洋梨型のカップは3サイズの展開で、当該作品は中間に当たる。ソーサーも3種あり、この最も浅くシンプルな器形はエベール以外に「ブイヤール(Bouillard)」にも用いられる。エベールとブイヤールは茶とコーヒーの区別なく使われていたが、エベールの大・中サイズのカップに限り茶用とされるため、当該作品も茶に供されていたのだろう。しかし、フランスではイギリスほど両者を厳密に区別しておらず、兼用の可能性も否定できない。また、中・小サイズは浅くシンプルなソーサーとともにデジュネを構成していたため、それに属するアイテムの一つとも考えられる。この場合、伴う器種によって用途が定まる。薦が絡み合うような把手もエベールの特徴として挙げられる(図3)。



【図3】

当時の器形設計を主導したのは金細工師、銅鑄造師、彫刻家、装飾芸術家のジャン＝クロード・デュプレシ(Jean-Claude Duplessis)であり、本器形も彼の関与を考慮するのが妥当であろう。1751年に発注されたルイ15世のための最初のディナーサーヴィスを手掛けたのもデュプレシで、そこで用いられた器形は18世紀セーヴルの一つの典例となった。当該カップ胴部のくびれを伴う優美な曲線や、造形を最大限に生かす地色の選択などには、彼の立体造形家としての経歴が強く影響している。



【図4】

次にセーヴルの軟質磁器でこそ魅力を発する地色について述べる。本作の地色は、1752年から63年頃まで盛んに用いられた「ブルー・ラピ(bleu lapis)」。

これは、セーヴルで最初に名声を得た地色で、軟質磁器のなかで唯一の釉下彩である。そのため、通常は高台内に上絵で付される窯印と製作年を示すアルファベットも、例外的に下絵となる(図4)。王立科学アカデミー長官で、1751年から参与した化学者のジャン・エロー(Jean Hellot)の業績によるこの濃紺色は、半貴石のラピスラズリにちなみ命名され、不均一の独特な風合いで人気を博した。艶やかで深い色味は、素焼き素地の上にコバルトを主成分とする顔料を塗布し、およそ800度で焼成した後に、透明釉を施して再度900度で焼成することにより生まれる。

5. 地色以外の装飾

地色以外の装飾については、白く残された窓とそれを飾る金彩、そして窓内の絵付けで構成されている。これは、1751年のフルヴィ侯爵の死後に登場する18世紀セーヴルの様式の一つで、壺や花器をはじめ多くの作品に採用された。以下、詳述に移る前に、絵付けが器面に及ぶ範囲を検討してみたい。18世紀セーヴルのカップ&ソーサーをはじめとする器の大部分は、国王からの注文品などごく一部の例外を除き、ソーサーやプレートの見込みおよびカップの外面のみに絵付けが施されている。キャビネットなどに鑑賞目的で陳列する際はソーサーおよびプレートは立てるため、裏面が無地であることは了承できる。一方で使用する場合はその限りでなく、無地

部分がおのずと目に入るように思われる。しかしながら西洋では東洋と異なり、顔に近い位置まで食器を持ち上げつつ使用することは稀であるため、視界の及ばない部位への装飾は重視されなかった可能性が考えられるのだ。たとえば、セーヴルを代表する「リトロン(Litron)」カップとともに用いられるソーサーのような、縁が極端に立ち上がった器形(図5)であっても、絵付けはおろか地色さえも施されていない。推測の域を出ないものの、あくまで斜め上からの視線のみが想定されているといえるだろう。



【図5】《色絵金彩山鵝目文カップ&ソーサー》1766年
町田市立博物館蔵

18世紀セーヴルの装飾の要である金彩についてみていく。セーヴルで、溶液の化学作用によって沈殿させた金が採用されるのは1770年以降である。それまでは極薄の金箔を揉み潰すことで生じる粒子のやや大きな金粉をアラビアゴムと混ぜて用いていた。これは、セーヴルの釉薬が鉛を多く含むため、高火度になると金が釉薬に溶け込んでしまい、また低火度では仕上げ磨きの際にはげてしまうという欠点を補うために生み出された方策であった。塗布と焼成を最大3回繰り返すことで、続く磨きや彫金細工の工程に耐える硬さや厚みを得ている。また、窓を金彩で装飾したきっかけは、釉下に施された濃紺が焼成によって滲む性質上、白地部分との不明瞭な境を隠す必要があったためとされる。扱いにくく手間のかかるセーヴルの素地や釉の性質を逆手に取ることにより、独自の装飾へと発展させたことが分かる。

窓絵はソーサーの見込み部分とカップの把手の対角側に設けられている。カマイユ(camaïeu)と呼ばれる単色の絵付けは1748年頃から盛んに用いられ、1752年にボンパドゥール侯爵夫人が購入したことで人気に火がついたと言われる。カマイユとは単色の濃淡のみでカメオ装飾のごとく立体的に見せる絵画技法からきており、セーヴルではブルー、カーマイン、グリーン、モーヴなどの絵具で、人物、鳥、花が表現された。ピエール＝アントワーヌ＝アンリ・トネー(Pierre-Antoine-Henry Taunay)により導入されたこれらの色のなかでも、本作にみられるピンクやパープルの発色を製陶所は誇りとし、ルイ15世も特許を与えるなどこれを庇護した。

天使図は1752年頃から急増する題材である。1753年に付けられたデュヴォーの帳簿からは、ボンパドゥール侯爵夫人が花絵とともに天使図をとりわけ好んだ様子がうかがえる。この時期の購入記録には、これらの題材とブルー・ラビの地色に金彩を加飾した組み合わせが散見されることから、当該作品には彼女の趣向が反映されていると考えて差し支えないであろう。本作およびトレイで絵付けを担当したのは、1754年5月に入所したばかりの扇面画家ミュテル(Mutel)である。製陶所には、1754年から59年と、1770年代まで断続的に在籍し、風景や鳥の描写を得意とした。活動の詳細が定かでない画家で、人物図は描いていないとする見解もあるため、今後さらなる調査を要する。いずれにせよ、このことを厳格に捉えた場合でも、本作とトレイのサインが共通しているため、絵付師が同一であることに疑う余地はない。

天使図の着想源が、1740年代から90年代までセーヴルでもっとも参照された画家フランソワ・ブーシェ(François Boucher)の作品であることに異論はないだろう。ブーシェは、1740年代末から50年代前半にかけて、セーヴルの彫像と絵付けの双方に多大な影響を及ぼした。1752年に製陶所はブーシェによる子どもを題材とした23枚の版画を購入し、その後もさまざまな題材の版画を求めた。また、現在製陶所にはわずかしかなかったものの、ブーシェの素描や油彩画についても絵付けの範としていたとされる。とりわけ子どもや天使については、その死去からわずか6年後に発行されたセーヴルの製品カタログに、「ブーシェ・スタイル」として紹介されていることから、存在の大きさがうかがえる。子どもや天使は、初期にはブルーやピンクのカマイユで描かれ、その後様式化されていくなかで、1750年代の終わり頃には多彩色による描写が増えていった。ブーシェの作品は、その多くが他の作家によって版画などで再制作されており、書籍として出版されたものも少なくない。セーヴルでは、ジャック・ガブリエル・ユキエ(Jacques Gabriel Huquier)らが手掛けた二次制作品も参照されていたため、原画を特定することは容易くない。さらに再制作にはアレンジが加えられる場合が多く、また絵付師も器形や地色に合わせて改編を行うため、特定をいっそう難しくしている。

6. おわりに

ロザリンド・サヴィルは、前述した《瑠璃地紅彩金彩天使図トレイ》およびこれに付随するジャムポットについて、通常みられない器種・器形と装飾の組み合わせであると指摘している⁴。デュヴォーの帳簿にも、1754年6月以前に類似する組み合わせの作品は確認できない。これらの事実より、トレイとジャムポットがポンパドゥール侯爵夫人からの特別注文であり、ルイユへの贈答品として新規制作されたと推測する。絵付師のミュテルの入所時期が1754年5月であることは、新規制作の可能性を裏付けるだろう。一方、《瑠璃地紅彩金彩天使図カップ&ソーサー》については、同時期の同一絵師による作品であり、装飾や器形についても共通点が多いことから、上記贈答品の制作に付随して生まれたシリーズ作品と考える。「河原勝洋コレクション」には、他にもミュテルによる作品が含まれているため、この作家についてさらに調査するとともに、天使図のもととなった原画の特定を今後の課題としたい。

¹ 厳密には製陶所がヴァンセンヌからセーヴルへ移転する1756年以前の作品は、ヴァンセンヌ磁器とすべきであるが、本稿では混乱を避けるためにセーヴル磁器で統一する。

² Rosalind Savill, *Everyday Rococo: Madame de Pompadour and Sèvres Porcelain volume 1*. (Norwich: Unicorn Press, 2021): p.378.

³ Ibid., p.378.

⁴ Ibid., p.384.

【主要参考文献】

Gwilt, Joanna. *Vincennes and Early Sèvres Porcelain from the Belvedere Collection*. London: V&A Publishing, 2014.

Jones, Colin. *Madame de Pompadour: Images of a Mistress*. London: National Gallery Company, 2002.

Sassoon, Adrian. *Vincennes and Sevres Porcelain in the Collection of the J. Paul Getty Museum*. Malibu: The J. Paul Getty Museum, 1991.

Savill, Rosalind. *The Wallace Collection Catalogue of Sevres Porcelain I, II, III*. London: The Wallace Collection, 1988.

Savill, Rosalind. *Everyday Rococo: Madame de Pompadour and Sèvres Porcelain volume 1 & 2*. Norwich: Unicorn Press, 2021.

Whitehead, John. *Sèvres at the Time of Louis XV: Birth of the Legend*. Paris: Courtes et Longues, 2020.

1. はじめに

2017年度に町田市立博物館はガラス作家の大平洋一氏からガラス関連資料85件89点を受贈した。その大平コレクションの中で特に注目されるのがガラスの技法書『ラルテ・ヴェトラリア』(ガラス製造術)である。1612年に出版された初版本や1662年出版の英語版はヨーロッパ地域のガラス史を説明するうえで欠かせない書物であり¹、資料的価値の高い作品であると考えられる。『ラルテ・ヴェトラリア』のほかにもヴェネツィアやムラーノ島を描いた風景版画などが含まれており、作品そのものの美術的価値に加え、大平氏のガラスとの関わり方や作品収集の方針、制作実践への影響関係を検討する上で重要なコレクションと言えるだろう。本稿では、大平氏から受贈した版画作品の中で新たに作品の帰属もしくは図像の引用元が判明した5件を紹介する。

2. 《ガラス製造者》(E18-0043)および《眼鏡売り》(E18-0044)



【図1】



【図2】



【図3】



【図4】



【図5】



【図6】

《ガラス製造者》(図1、以下「作品1」と表記)は縦24.5cm横17.6cmの版画作品である。中央の人物は両手で吹き竿を支えながらガラスに息を吹き込んでいる。右の人物は作業椅子に腰かけ、ガラスの成形作業を行っている。図像の上下にはドイツ語の銘文が記される。図像と銘文の間の最右部に「N8」と記される。人物像に手彩色が施されている。

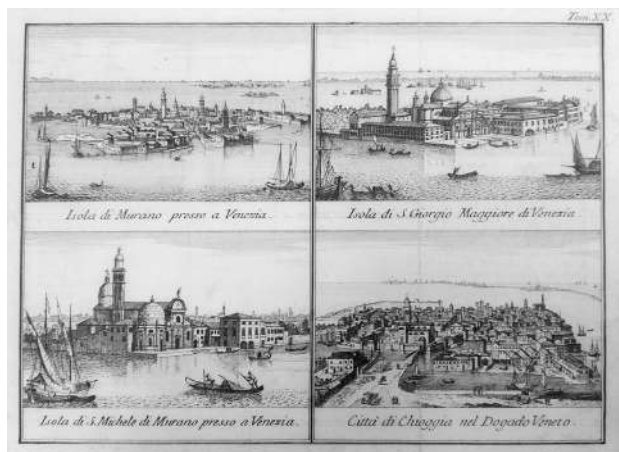
《眼鏡売り》(図2、以下「作品2」と表記)は縦25.2cm横17.6cmの版画作品である。右の人物は眼鏡を布で拭いている。左の人物は眼鏡を付けて

本を読み、その眼鏡の度が自分に合っているのか確かめている様子だ。眼鏡とともに手鏡も吊り下げられている。図像の上下にはドイツ語の銘文が記される。図像と銘文の間の最右部に「N6」と記される。人物像および背景に手彩色が施されている。

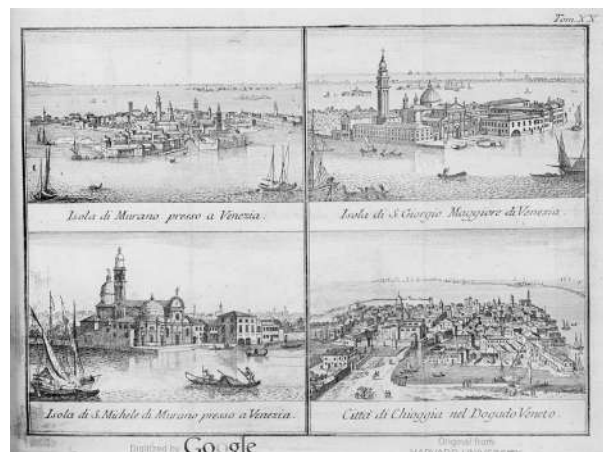
これら2点とクリストフ・ヴァイゲルが1698年にレーゲンスブルクで出版した『すべての公的および職業的活動を実物から描いた図像集』²に収められた《ガラス製造者》(図3)と《眼鏡売り》(図4)の図版を比較すると、人物の身振りや配置、背景描写が一致しており、また銘文の内容および書体も一致している。しかしながら、作品1・作品2ともに手彩色が施されている点、図像と銘文の間の最右部に記号らしき文字が記されている点が異なっており、同一作品とは認められない。

また、『すべての公的および職業的活動を実物から描いた図像集』はその図像の多くをヤン・ルイケンとキャスパール・ルイケンが1694年にアムステルダムで出版した『人間の産業の鏡』³に拠っている。この書籍にも《ガラス製造者》(図5)と《眼鏡売り》(図6)が収録されている。これらと作品1・作品2を比較すると人物や背景表現は一致しているが、銘文がオランダ語で記されている点が異なる。したがって本作品は、『すべての公的および職業的活動を実物から描いた図像集』を底本として後年制作された版に手彩色を施したものであると考える。また、図像についてはヴェネツィアやドイツ地域ではなく『人間の産業の鏡』が制作されたアムステルダム周辺、ネーデルラント地域におけるガラス職人と眼鏡売りの様子を表したものと解すべきであろう。

3. 《ヴェネチア近郊のムラーノ島、ヴェネチアの聖Giorgio Maggiore島、ヴェネチア近郊のムラーノの聖Michele島、ヴェーネト州キオッジャの街》(E18-0065)



【図7】



【図8】

《ヴェネチア近郊のムラーノ島、ヴェネチアの聖Giorgio Maggiore島、ヴェネチア近郊のムラーノの聖Michele島、ヴェーネト州キオッジャの街》(図7、以下「作品3」と表記)は縦18.1cm横25.5cmの版画作品である。画面全体は四つの長方形に分けられている。左上から時計回りに「Isola di Murano presso a Venezia」、「Isola di S. Giorgio Maggiore di Venezia」、「Citta di Chioggia nel Dogado Veneto」、「Isola di S. Michele di Murano presso a Venezia」と記され、それぞれムラーノ島、サンジオルジョマッジョーレ島、キオッジャ、サンミケーレ島の風景が俯瞰的な構図から描かれる。また右上には「Tom. XX」と記される。

作品3とトーマス・サーモン著『万国民の現代史』⁴イタリア語版の第20巻(1753年出版)に収められている図版(図8)を比較すると、画面全体が四つの枠で仕切られているという構成だけでなく、それぞれの風景表現において海に浮かぶゴンドラの細部の描写までもが一致している。また、銘文の書体、右上に記された「Tom. XX」の表記が一致する。したがって作品3は『万国民の現代史』から図版のみを抜き出したものである可能性が非常に高いと考える。しかしながら、本稿を執筆するにあたってはハーバード大学が提供するデジタル画像のみを参照しており、作品の実見にはいたらなかったため、作品3が1753年に出版されたものであるか後年に刷られた版であるかという点については今後の課題としたい。

4. 《白大理石で作られた、イタリア、ヴェネチアの有名なリアルト橋》(E18-0068)

《白大理石で作られた、イタリア、ヴェネチアの有名なリアルト橋》(図9、以下「作品4」と表記)は縦21.8cm横28.5cmの版画作品である。カナル・グランデの水上から橋を正面に捉えた構図で、リアルト橋とその周辺の風景が描かれる。多くのゴンドラが水上を往来し、右岸には人の姿が見える。作品下部には「The Famous Bridge of Rialto at Venice in Italy Built of White Marble」と記される。また図像全体がだまし絵の形式が取られており、画面右上と左下に版画を基底材に打ち付ける釘が描かれ、画面左上と右下には紙のめくれが表現される。



ヴェネツィアで最も有名な観光名所の一つであるリアルト橋を描いた絵画や版画は古くより数多く制作されているが、作品4とアムステルダムで1704年に出版された『イタリアの新しい劇場』第1巻に収められた《ヴェネツィア、リアルト橋の眺め》(図10)⁵を比較すると、全体の構図やゴンドラの配置・向きといった描写が一致している。しかしながら、作品下部に記された銘文その他一部の描写が異なっており同一作品とは認められない。作品4の方が兩岸を歩く人物の数が少ない点、橋をくぐっている最中のゴンドラが描写されていない点、画面最右に建物の窓の描写に着目すると最上部から10分の1ほどが描写されていない点を鑑みると、作品4は『イタリアの新しい劇場』の図版を基にだまし絵風の仕掛けを加え後年制作されたものと考えられる。

5. 《ガラス製造用のアルカリを取る植物の学名および通称》(E18-0079)



《ガラス製造用のアルカリを取る植物の学名および通称》(図11～13、以下「作品5」と表記)は縦25.2cm横16.7cmの 版 画 作品(3点とも同寸法)である。それぞれ画面中央に植物の全貌と種子が描写される。下部には植物の学名がラテン語と英語⁶で記され、その左上には「E.B.」の文字と数字が記される。

作品5とジェームス・サ
ワビーが1790年に出版
した『英国の植物』第3版
(1873年出版)第8巻に収
められた図版(図14~16)
を比較すると、植物の表
現、銘文等の文字が一致
している。したがって、
作品5は『英国の植物学』か
ら図版のみを抜き出した
ものと考ええる。



『英国の植物』は2000点以上の植物図版を収録した解説付きの図鑑である。「Prickly Saltwort」(図15)は、「この植物は、かつては含有する豊富なソーダのために高い価値を持っており、海岸で採集され、せっけん製造に使うために燃やされた。その灰はバリラの名前で知られている」⁷と説明される。「Common Marsh-Samphire」(図14・図15)は「この植物は、かつては海岸近くの泥質な浅瀬(そこで通常生育している)で大量に採取され、バリラを作るために燃やされていた」⁸と説明される。どちらの説明文においても言及されるバリラはガラス製造に使用されるものだが、ガラス製造に関する言及はない。販売元から何らかの情報提供があった可能性はあるが、もし大平氏が植物名もしくは植物画のみからこれらの植物がガラス製造に用いられているものと看破し購入したとするならば、大平氏のガラス製造に対する高い見識を示す資料だと言えるだろう。

6. おわりに

大平氏はガラスの歴史に関する論文で学位を取得し、学術雑誌にガラス工具にまつわる論文を投稿するなどの研究活動を行っていた⁹。大平氏の資料収集は、ガラスの技法書として著名な『ラルテ・ヴェトラリア』、そしてヨーロッパにおけるガラス生産の中心地であり自身の活動拠点でもあったヴェネツィアやムラーノ島の風景版画に留まらなかった。アルプス以北地域で制作されたガラス産業関連資料やガラスの原料となる植物の図版までもを収集していたことは、大平氏の広範にわたるガラスへの探究心を示している。

¹ そのほか、大平コレクションにはラテン語版、フランス語版が含まれる。また、神戸市立博物館びいどろ史料庫コレクションにも『ラルテ・ヴェトラリア』が所蔵されている。さらに、東京大学経済学部図書館にヨハン・クンケル訳のドイツ語版が、一橋大学古典資料センターに1817年出版のイタリア語版が所蔵されており、どちらも大平コレクションには含まれていないことを補記しておく。

² 原文タイトルは「Abbildung der gemein-nützlichen Haupt-Stände von denen Regenten」である。

³ 原文タイトルは「Spiegel van't menschelyk bedryf」である。

⁴ 原文タイトルは「Lo stato presente di tutti i paesi e popoli del mondo」である。『万国民の現代史』イタリア語版第20巻は32点の風景版画と共にヴェネツィア共和国の記述に充てられており、特に66頁から68頁においてムラーノ島がガラス産業で有名な場所として紹介されている。

⁵ 原文タイトルは「Nouveau Theatre d'italie」である。ハインリヒ・フォン・フリーゼン男爵図書館所蔵本(ドレスデン大学図書館がデータ提供)は当図版が欠落しているが、図版一覧に「Pont Rialti. XL II」と示されている。

⁶ それぞれ「Salicornia herbacea, var. acetaria. Common Marsh-Samphire, var. α .」(図11)、「Salsola Kali, Prickly Saltwort」(図12)、「Salicornia herbacea, var. procumbens. Common Marsh-Samphire, var. β .」(図13)と表記されている。

⁷ Sowerby, James. *English Botany*. London: spottiswoode, 1873, pp.4-5.

⁸ *Ibid*, pp.6-7.

⁹ 大平氏のガラス研究活動については展覧会図録『回顧展 大平洋一 ヴェネツィアン・ガラスの彼方へ』(富山市ガラス美術館、2024年)を参照。

【画像出典】(記載のない図は町田市立博物館)

図3、図4 コロンビア大学図書館

図5、図6 ゲティ学術研究所

図8 ハーバード大学図書館

図10 Libreria Antiquaria PERINIのホームページ(<https://www.libreriaaperini.com/en/town-views/italy/veneto/vue-de-pont-de-rialto-de-venise--exactement-desin-e-sur-le-lieu---/7539/dcm>, 2025年8月20日アクセス)より引用。

図14、図15、図16 イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校

1. はじめに

ベトナム青花は、中国青花の影響の下、陳朝末期の14世紀に生産が始まったと考えられている。その後、ベトナムでは現在に至るまで青花を生産しており、時代ごとに特徴的なスタイルを生み出しつつ発展してきた。しかし、ベトナム青花の生産年代に関する研究は、十分に行われているとは言えない状況である。ベトナム青花の年代を判断する研究手法として、ベトナム青花の文様には中国青花の影響が強く見られるため、中国青花との比較により年代を特定する試みは先行研究でも行われているが¹、詳細な編年については未だに不明瞭な点が多い。

そこで本稿では、ベトナム青花に見られる文様を細かく分析し、中国青花と比較することで、中国青花の影響を受けて始まったと考えられる文様を抽出する。そして、そのオリジナルとなる中国青花の文様が描かれた年代を検討することで、ベトナム青花にその文様が出現する上限年代を推定し、ベトナム青花が生産された年代を判断する基準を策定したい。なお、紙面の都合もあるため、本稿では2種類の文様を選んで取り上げる。

2. 略筆六弁蓮華文



【図1】



【図2】



【図3-1】



【図3-2】



【図4】



【図5】

作品1(町田市立博物館蔵:収蔵品番号G03-0169)【図1】と作品2(町田市立博物館蔵:収蔵品番号G03-0176)【図2】は、共にベトナム青花の碗であり、その外壁には早い筆致で描かれた蓮華文が描かれている。また、同様の文様は他の器形でも見られ、盤である作品3(町田市立博物館蔵:収蔵品番号G03-0164)【図3-1、3-2】と作品4(町田市立博物館蔵:収蔵品番号G09-0006)【図4】や、罐である作品5(町田市立博物館蔵:収蔵品番号G02-0254)【図5】等、このタイプの蓮華文がベトナム青花に広く描かれていたことが確認できる。

これらの蓮華文を細かく見ると、輪郭線は描かずに、筆圧の強弱により花卉の形を一筆で描いている。この花卉を上段・中段・下段に一对ずつ、合計6弁描き、花の中心には花托に当たる部分を点で表現している。なお、作品3のように蓮華の下部に茎のようなものを表現する場合もある。蓮華の特徴を最小限の筆致で表現した文様であり、手なりに素早く描いているためか、往々にして描き手から見て左側に傾いている。このタイプの蓮華文は、蔓で繋ぐことで唐草文様を構成する場合が多いが、作品5のように間を蔓草文で埋めるパターンや【図5】、作品3の外壁のように単独の蓮華文として用いられることもある【図3-2】。本稿ではこの

タイプの蓮華文を「略筆六弁蓮華文」と呼ぶ。

略筆六弁蓮華文は、中国の景德鎮窯で作られた青花にも見られる。例えば、香港中文大学文物館蔵の青花碗【図6】は、蓮華文の構成や器形に作品1との強い共通性が感じられる。この青花碗の年代に関して、収蔵機関は正統～景泰年間(1436～57)であると判断しているが²、本稿では改めてこの年代の妥当性について検討したい。

まず類似の蓮華文が描かれた興味深い作例として、北京市東城区内務部街から出土したとされる青花碗(個人蔵)【図7】を挙げる。この蓮華文はさらに簡略化されているが、花卉の描き方に一定の共通点が見られる。そして注目すべきは、碗の内底に明朝第5代皇帝・宣宗の年号である「宣德」(1426～35)という文字が書かれている点である。景德鎮窯では、倣古品として昔の年号を銘として記す「寄託款」と呼ばれる習慣もあり、年号銘があるからといってその年代に作られたと断定することはできない。だが本作例は、器形と作行に明代初期の特徴が見られるため、宣徳年間の製品である可能性が大いに考えられる。なおこのタイプの蓮華文は、中国青花の生産が始まった元代後期(1330年代～1368)や、明代初期の宣徳年間より前(洪武～永楽年間、1368～1425)の作例から見つけ出すことができないため、描かれた上限年代は宣徳年間頃であると推定できる。

他にも、埋葬年代が明らかな墓葬出土資料から、年代判断の参考となる作例を挙げてみたい。香港中文大学文物館蔵の青花碗は、蓮華文の周囲に簡略化された蔓草文が描かれていたが、同様の文様は江西省景德鎮市東郊の嚴升墓から出土した青花瓶(景德鎮陶瓷館蔵)【図8】にも見られる。嚴升墓の埋葬年代が景泰4年(1453)であることから、本青花瓶は生産された下限年代が明らかである。本青花瓶の主文様は蓮華ではなく牡丹であるが、花卉が三段で構成されており、それぞれを一筆を描いている点などに、略筆六弁蓮華文との共通性が感じられる。

また同様の蔓草文は、江西省德興市黄柏郷の景泰2年(1451)埋葬墓から出土した青花瓶(德興市博物館蔵)【図9】にも見られる。この主文様は、雄蕊の形などから山茶花であると推測できるが、周囲の蔓草の筆致と構成、及び頸部に付いた戟形の耳が、嚴升墓出土の青花瓶と共通している。したがって、これらの青花瓶に見られる蔓草文は、1450年頃に多く使用された文様であったと考えられる。

なお、景德鎮窯で作られる青花の文様は、そのほとんどが成化年間(1465～87)頃を境に輪郭線を描くようになる。例として、江西省景德鎮市羅家壩殖場の弘治4年(1491)埋葬墓から出土した青花碗(景德鎮陶瓷館蔵)【図10】を挙げる。民窯で作られた比較的粗雑な青花ではあるが、蓮華文にはっきりと輪郭線が描かれていることが見て取れる。このことから、景德鎮窯において略筆六弁蓮華文は15世紀中期に現れ、15世紀後期にはほとんど描かれなくなった文様であったと判断できる。

3. 二重半蕾形蓮弁文

ベトナム青花に多く見られる文様のうち、中国青花の影響を受けて始まったと考えられる文様をもう一つ提示したい。作品6(町田市立博物館蔵:収蔵品番号G03-0195)【図11】の口縁部に描かれた蓮弁文は、蕾のような先の尖った楕円を半分に切った形で、輪郭線が二重になっており、その内側には花脈を表す線が描かれている。それ



【図6】



【図7】



【図8】



【図9】



【図10】



【図11】



【図12】



【図13】



【図14】



【図15】



【図16】



【図17】

らの花卉が前後2列に並ぶことで、二重の蓮弁文を構成している。

他にも同様の蓮弁文の例として、作品7(町田市立博物館蔵:収蔵品番号G02-0252)

【図12】や作品8(町田市立博物館蔵:収蔵品番号G10-1090)【図13】等の罐、作品9(町田市立博物館蔵:収蔵品番号G03-0197)の水注【図14】等が確認できる。本稿ではこのタイプの蓮弁文を「二重半蕾形蓮弁文」と呼ぶ。

二重半蕾形蓮弁文も、景德鎮窯の青花に見られる特徴的な文様である。まずは年代の明らかな墓葬出土資料の例として、江西省新建県珂里郷で発見された正統2年(1437)寧惠王朱盤斌墓出土の青花罐(江西省博物館蔵)【図15】を挙げる。この青花罐の蓋と裾部には、ベトナム青花に見られた蓮弁文と同様の文様がはっきりと描かれている。また埋葬された具体的な年代は不明だが、湖北省武昌明八王墓出土の青花罐(湖北省博物館蔵)【図16】の蓋と肩部や、四川省平武県古城鎮明代龍州宣撫司土官僉事王璽家族墓地出土の青花杯托(平武報恩寺博物館蔵)【図17】の内底にも、同様の蓮弁文が確認できる。これらの青花もまた、墓葬の状況、器物の形や文様等から15世紀中期の作品であると判断できる。

他にも、北京市内で発見された毛家湾明代瓷器坑遺址では、明代の景德鎮窯青花が大量に出土しており、同様の蓮弁文が描かれた水注の破片【図18】が確認できる。毛家湾遺址の発掘報告書では、このタイプの水注がAⅡ式に分類され、年代は正統~天順年間(1436~64)に比定されている³。

また精緻に描かれた例として、故宮博物院(北京)蔵の青花葫蘆瓶【図19】のくびれ部分に、同様の蓮弁文が見られる。所蔵機関は本葫蘆瓶の年代

を明代成化年間と判断しているが、作品上に年代を示す年号銘等は記されておらず、景德鎮御窯廠遺址の発掘の際には、正統~天順年間の地層から同器種の破片(景德鎮市陶瓷考古研究所蔵)【図20】が出土していることから、成化年間よりもやや早い時期に作られた可能性も考えられる。そして一部の倣古作品を除き、15世紀後期以降の作例からはこの文様を見つけないことができないため、中国青花に見られる二重半蕾形蓮弁文もまた、15世紀中期の短い期間に用いられた文様であると判断できる。

4. おわりに

本稿で見てきた略筆六弁蓮華文と二重半蕾形蓮弁文は、共に15世紀中期の中国青花に見られる特徴的な文様であった。したがって、ベトナム青花にも頻繁に描かれるこれらの文様が、中国景德鎮窯の青花に由来すると仮定したならば、その上限年代は15世紀中期ということになるだろう。

では、なぜこの時期の中国青花の文様がベトナム青花に取り入れられたのであろうか。15世紀中期は景德鎮の



【図18】



【図19】



【図20】

民窯が生産量を増大させた時期であり⁴、それらの製品は交易を通じてベトナムにもたらされたと考えられる。実際に、ベトナムの中部のクーラオチャム島(Cù Lao Chàm)沖で発見された沈没船からは、15世紀中期の景德鎮青花が見つかった⁵。したがって、15世紀中期のベトナムは中国青花の文様を参照しやすい状況にあり、ベトナム青花はそれらの影響を受けつつ、文様のバリエーションを増やしていったと考えられる。

なお、文様によっては使用期間が長いものもあり、オリジナルとなった作品とその年代を特定したところで、あくまで文様が使い始められた上限年代しか判明しないという問題点はある。しかし、この作業を続けていくことで、文様ごとの年代観が定まり、作品のより正確な生産年代が推定できるようになると考えられる。今回は景德鎮窯の青花がオリジナルとなっていたであろう文様を取り上げたが、ベトナム青花に影響を与えた中国の窯は他にもある。くわえて、中国青花の影響ではなく、ベトナム独自に発生した文様も存在する。これらの問題については、稿を改めて検討したい。

¹ 矢島律子「ベトナム青花の変遷—文様を中心に—」『東洋陶磁』vol.28、1999年、29～42頁。森達也「16・17世紀のベトナム青花—倣・中国青花を中心に—」(『ベトナム青花—大越の至上の華—』町田市立博物館、2001年)8～10頁。

² 香港中文大学文物館『填空補白 香港公私收藏明正統・景泰・天順瓷器』2021年、48頁。

³ 北京市文物研究所『毛家湾:明代瓷器坑考古発掘報告』科学出版社、2007年、302～306頁。

⁴ 陸明華「明正統・景泰・天順景德鎮瓷器及相關問題」(上海博物館編『灼爍重現 15世紀中期景德鎮瓷器特集』上海書画出版社、2019年)9～25頁。

⁵ Nguyễn Đình Chiển, Phạm Quốc Quân. *Gốm sứ trong năm con tàu cổ ở vùng biển Việt Nam*, Bảo tàng Lịch sử Việt Nam, 2008, pp.196-200.

【図版出典】

図1～5 町田市立博物館所蔵作品

図6 香港中文大学文物館『填空補白 香港公私收藏明正統・景泰・天順瓷器』2021年、49頁

図7 曲永建『北京出土瓷片断代与鑑賞』文物出版社、2011年、136頁

図8 江西省博物館編『明代景德鎮民窯紀年青花瓷』文物出版社、2018年、125頁

図9 前掲図8『明代景德鎮民窯紀年青花瓷』117頁

図10 前掲図8『明代景德鎮民窯紀年青花瓷』170頁

図11～14 町田市立博物館所蔵作品

図15 前掲図8『明代景德鎮民窯紀年青花瓷』109頁

図16 上海博物館編『灼爍重現 15世紀中期景德鎮瓷器特集』上海書画出版社、2019年、294頁

図17 前掲図16『灼爍重現 15世紀中期景德鎮瓷器特集』370頁

図18 北京市文物研究所『毛家湾:明代瓷器坑考古発掘報告』科学出版社、2007年、109頁

図19 故宮博物院・景德鎮市陶瓷考古研究所編『明代成化御窯瓷器』故宮出版社、2016年、53頁

図20 香港中文大学文物館『填空補白Ⅱ 考古新発見明正統・景泰・天順御窯瓷器』2019年、125頁

利用案内

町田市立博物館(展示事業は終了しています)

事務室営業時間 午前9時～午後4時30分

休業日 土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

交通 JR横浜線・小田急線「町田駅」下車、町田バスセンター11番乗り場から、
「藤の台団地」行き・「鶴川団地」行き・「鶴川駅」行きバスで「市立博物館前」下車、徒歩7分

所在地 〒194-0032 町田市本町田3562番地

電話 042-726-1531

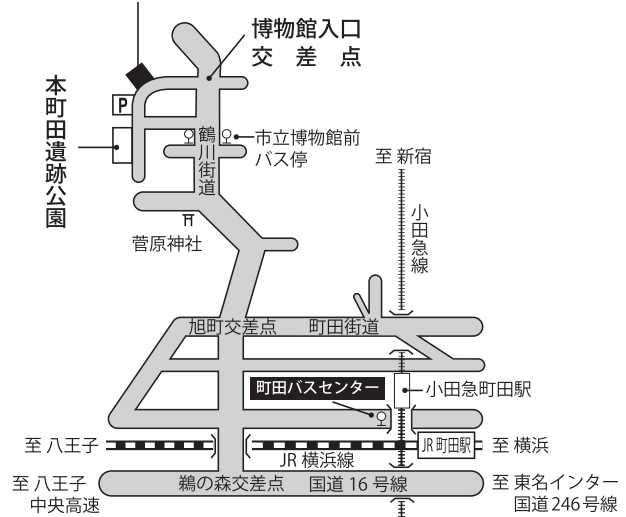
FAX 042-723-3406

H P <https://www.city.machida.tokyo.jp>

X(旧Twitter) https://twitter.com/machida_museum

Instagram https://www.instagram.com/machida_museum

町田市立博物館



2024年度 町田市立博物館 年報／紀要

2025年10月1日 発行

- ・発行 町田市立博物館
- ・編集 町田市立博物館
- ・刊行物番号 25-25
- ・印刷 ニューカラー写真印刷株式会社

この刊行物は、270部作成し一部あたりの単価は1,465円です。(職員人件費を含みます。)
許可なく本年報／紀要の一部もしくは全部を、複写、複製、転載することを禁じます。